

秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第六十六号

秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する規則の一部を改正する規則

秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号(一)中「平成二十四年秋田県条例第五十六号」の下に「。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。」を、「平成二十四年秋田県条例第五十七号」の下に「。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。」を加え、同条第六項中「以外の」の下に「養護老人ホーム、」を加え、同条第七項ただし書中「、入所者」を「入所者」に、「当該」を「当該」に、「できる」を「でき、第一項第三号(二)の主任生活相談員についてはサテライト型養護老人ホームにあつては常勤換算方法で一人以上とする」に改め、同条第十項ただし書中「サテライト型養護老人ホーム」の下に「又は指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準条例第六十条第一項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第五十四条第一項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム」を加え、同条第十二項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

附 則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。